

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023 年 5 月

米国最新法律情報 No.86

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.7

米国半導体補助金をめぐる動向

～CHIPS 及び科学法の申請手続と制約上の留意点～

弁護士 塚本 宏達

弁護士 近藤 亮作

Law Clerk 木原 慧人

1. はじめに

2022 年 8 月 9 日、ジョー・バイデン米国大統領は、米国内での半導体製造、研究開発、労働力育成のために 527 億ドル相当の予算を投下し、中国との半導体技術競争を念頭に国内半導体関連企業を支援する CHIPS and Science Act of 2022（以下、「**CHIPS 及び科学法**」といいます。）に署名しました¹。CHIPS 及び科学法の実施を担っている National Institute of Standards and Technology（国立標準技術研究所。以下、「**NIST**」といいます。）内の CHIPS Program Office（以下、「**CPO**」といいます。）は、2023 年 2 月 28 日、第一弾の資金機会に関する公告（Notice of Funding Opportunity。以下、「**NOFO**」といいます。）を公表し、まずは最先端半導体の製造施設を建設、拡張又は近代化するプロジェクトを対象に、2023 年 3 月 31 日から援助を獲得するための事前申請（任意だが推奨）及び正式申請の受付を開始しました。2023 年 5 月 1 日からは、現行・旧世代半導体及びバックエンド製造過程向けの正式申請の受付が開始されました²。2023 年内にその他の資金援助対象グループについても、申請の受付を開始する見通しであるとされています。なお、関心表明書（Statement of Interest）は、後述のとおり、今回の第 1 NOFO に関する全ての申請者からの提出を 2023 年 2 月 28 日から順次受け付けています³。

CHIPS 及び科学法に基づく資金を獲得するためには、申請者は、国家安全保障上の懸念へのコンプライアンスや、財務的又は商業的な実行可能性などの一定の条件等があり、また、国家安全保障上の懸念を防止するためのいわゆる「ガードレール条項」（Guardrail Provisions）を米国政府との間で合意し、遵守する必要があります⁴。

¹ The White House, *FACT SHEET: CHIPS and Science Act Will Lower Costs, Create Jobs, Strengthen Supply Chains, and Counter China* (Aug. 9, 2022), <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/08/09/fact-sheet-chips-and-science-act-will-lower-costs-create-jobs-strengthen-supply-chains-and-counter-china/>

² NIST, U.S. Department of Commerce, *Funding Opportunity – Commercial Fabrication Facilities FACT SHEET: CHIPS Program Office Launches Notice of Funding Opportunity* (Feb. 28, 2023), https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS_NOFO-1_Fact_Sheet_0.pdf

³ NIST, U.S. Department of Commerce, *NOTICE OF FUNDING OPPORTUNITY (NOFO) CHIPS Incentives Program – Commercial Fabrication Facilities* (Feb. 28, 2023) (第 1 NOFO) , p.7, https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS-Commercial_Fabrication_Facilities_NOFO_0.pdf

⁴ NIST, U.S. Department of Commerce, *Commerce Outlines Proposed National Security Guardrails for CHIPS for America*

本ニュースレターでは CHIPS 及び科学法における総額 527 億ドルの半導体製造企業向けの資金の配分、一般的な申請手続きとそのスケジュール、CHIPS 及び科学法による資金を受領するための条件として重視されている項目について解説します。最後に、ガードレール条項に関する商務省の規則案が 2023 年 3 月 21 日に公表され、パブリックコメントに付されていることから⁵、その内容について解説します。

2. CHIPS 及び科学法による予算配分の内訳

半導体における中国との技術競争の中、CHIPS 及び科学法は半導体製造と技術力における米国の世界的リーダーシップを確保することを目的としています。527 億ドルの CHIPS 及び科学法による予算の配分は以下のとおりです⁶。

- 390 億ドル： 国内半導体製造インセンティブ予算
- 110 億ドル： R&D 研究開発・人材育成インセンティブ予算
- 20 億ドル： 国防総省・マイクロエレクトロニクスコモンズ予算
- 5 億ドル： 国務省の国際的取り組み予算
- 2 億ドル： 半導体業界内の労働力・教育予算

資金は、直接資金（資金交付、協力契約又はその他の取引による）、貸付又は貸付保証の形式によって実施されます。直接資金について、プロジェクト毎に付与され得る金額の一定の限度はありませんが、CPO が対象プロジェクトのファイナンスモデルや予想利益等のあらゆる要因を考慮し、直接資金の額を決定します。現時点で一般的に想定される直接資金の額は、プロジェクトの資本支出（物理的な施設の建設、土地の取得、施設の導入、建設フェーズにかかる労働コスト等）の 5～15%とされています。また、融資及び融資保証にも所与の一定の限度はなく、民間の金融市場とは異なる融資条件での実行が可能です。民間融資に代替するものではなく、あくまで民間融資を補完するものとされています。融資については、具体的な条件は、プロジェクトの資金需要やリスク分析に基づいて決定されますが、返済期限は原則 15 年（最長 25 年）、コーポレート融資もプロジェクト融資も選択が可能です。融資保証は、申請者と第三者の貸付人（金融機関）との間の交渉により融資条件が決定され、保証限度額は最大でも融資額の 8 割だとされています⁷。

一つの申請で複数の形式の資金インセンティブを含む申請報酬も可能です。CPO は一般的に、今回の NOFO に関して、直接資金及び融資又は融資保証の総額は、当該プロジェクトの資本支出の 35%を超えないことを想定しています⁸。

なお、申請者は、プロジェクトが所在する州又は地方政府からのインセンティブについて、少なくともオファーを受けていることが正式申請のための要件とされています（当該州又は地方政府からのレターによって証明する必要がありますが、当該インセンティブの受け取りは未了でも問題ありません。）。オファーを受ける必要があるとされるインセンティブとしては、施設の建設又は拡張に関するものと、労働力、不動産コンセッション、半導体研究開発その他商務省が国務省と協議の上適当と認めるインセンティブがあるとされています⁹。

Incentives Program (Mar. 21, 2023) <https://www.nist.gov/news-events/news/2023/03/commerce-department-outlines-proposed-national-security-guardrails-chips>

⁵ Preventing the Improper Use of CHIPS Act Funding, 88 Fed. Reg. 17439 (proposed Mar. 23, 2023) (to be codified at 15 C.F.R. § 231.110), <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-23/pdf/2023-05869.pdf>

⁶ Chris Van Hollen, *CHIPS and Science Act of 2022 Division A Summary – CHIPS and ORAN Investment*, <https://www.vanhollen.senate.gov/imo/media/doc/CHIPS%20and%20Science%20Act%20of%202022%20Summary.pdf>

⁷ 前注 3（第 1 NOFO）、9～11 ページ参照。

⁸ 前注 3（第 1 NOFO）、27 ページ参照。

⁹ 前注 3（第 1 NOFO）、7、39 及び 73 ページ参照。

3. 資金申請のためのスケジュールと申請ステップ

(1) NOFO フェーズごとの申請開始スケジュール

CHIPS 及び科学法における資金調達フェーズは 3 つの NOFO (Notice of Funding Opportunity) に分けられます。NOFO ごとのフェーズ及びスケジュールの概要は以下のとおりです¹⁰。なお、援助資金の受領者は原則として米国人に限定されますが、例外的な場合に限り、外国法人が認められる場合もあるとされています。

フェーズ	日程	内容
関心表明書 (Statements of Interest)	2023 年 2 月 28 日	全申請者の受付開始。
第 1 NOFO (「Phase 1」)	2023 年 3 月 31 日	最先端半導体向け、事前申請及び正式申請の受付開始。
	2023 年 5 月 1 日	現行世代半導体、旧世代半導体及びバックエンド製造過程向け、事前申請の受付開始。
	2023 年 6 月 26 日	現行世代半導体、旧世代半導体及びバックエンド製造過程向け、正式申請の受付開始。
第 2 NOFO (見込み) (「Phase 2」)	2023 年晩春	原材料サプライヤー及び装置製造メーカー向け、申請の受付開始見込み。
第 3 NOFO (見込み) (「Phase 3」)	2023 年早秋	半導体研究開発施設建設向け、申請受付開始見込み。

(2) 申請ステップ

資金申請のためのステップの概要は、以下のとおりです¹¹。

- ① **関心表明書** (Statement of Interest) : 申請を検討している者は、CPO に対し、提案するプロジェクトの内容を簡潔に書面で説明します。関心表明書は、事前申請又は正式申請がなされる少なくとも 21 日前までに、必ず提出されなければなりません。
- ② **事前申請(任意だが推奨)** : 申請を検討している者は、プロジェクトのより詳細な計画内容を書面で CPO に対して提出し、CPO は、次のステップに関するフィードバックを書面で回答します（フィードバックの内容としては、再度の事前申請を提出すべきである、正式申請を提出してよい、又はそのいずれでもない、といった内容です。）。
- ③ **正式申請** : 申請者は、プロジェクトの技術的及び財政的な観点からの実現性、並びに、経済安全保障及び国家安全保障の指針に合致していることについて、正式申請を CPO に提出します。正式申請に対して、CPO はフィードバックを行う、又は、追加情報や説明を求めることができるとされます。また、CPO は、次のデュー・デリジェンスのステップに進む前に、申請者に対し、援助資金額と援助資金の形式や、その他本施策の戦略的事項に関する条件等についての、拘束力のない条件に関する予備的覚書 (a non-binding Preliminary Memorandum of Terms) に合意するようオファーすることとされています。
- ④ **デュー・デリジェンス** : CPO が申請者に資金を受領できる可能性が高いと判断し、申請者が上記の条件に関する予備的覚書に合意又は合意する見込みである場合には、デュー・デリジェンスのステップに移行します。デュー・デリジェンスでは、CPO が徹底的なデュー・デリジェンスを実施し、国家安全保障、財務、環境等のあらゆる追加情報の提出を申請者に求めることとされています。さらに、CPO は、申請者の費用負担で外部アドバイザー、コンサルタント、弁護士等と連携しながら、申請書に記載された情報の正確性

¹⁰ NIST, U.S. Department of Commerce, Key Dates,

https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS_NOFO-1_Key_Dates_Guide.pdf

¹¹ 前注 3 (第 1 NOFO)、11~13 ページ参照。

を確認します。

- ⑤ **決定の準備及び発行**：デュー・デリジェンスが問題なく完了した場合、商務省は資金提供の準備をし、その決定（award）を行います。直接資金及び融資は、プロジェクトのマイルストーンに応じた分割払いで提供されます。

4. 申請を審査する際に重視される事項

米国内の半導体施設の建築、拡張、又は近代化を検討している半導体製造企業及び半導体材料や装置製造企業のみ本 CHIPS 及び科学法資金に申請する資格があります。日本を含む外国企業も申請可能ですが¹²、資金の受領者は原則として米国企業である必要があり、また、資金は米国内で使うことが必要とされています。なお、「懸念外国エンティティ」に資金を供与することは禁じられています（後述）。

CHIPS 及び科学法に基づく資金に申請するにあたり、申請者は以下の6つのプログラム優先項目に留意したプロジェクトを作成・準備し、詳細な計画を CPO に提出する必要があります。各事項のうち、①の経済安全保障及び国家安全保障の項目が最も重要であり、申請審査においても最も重視されます¹³。

- ① **経済安全保障及び国家安全保障**：グローバル化した半導体サプライチェーンにより、サイバーセキュリティやパンデミック等の自然災害を含む様々なリスクが生じ、米国及び世界経済に損害を与える可能性があります。そこで、CPO は米国における半導体製造能力を増強し、グローバルサプライチェーンをより強化するプログラムを重視します。また、米国防総省や国家安全保障コミュニティに安定的かつ長期的な半導体への国内アクセスを提供する等、米国の国家安全保障上の利益を促進するプロジェクトに資金を提供することを追求します¹⁴。
- ② **商業的実効性**：申請者には、確かなキャッシュフローと継続投資についての計画がなければならず、プロジェクト施設が長期的に商業実効性を確保するために必要な投資と改善を行うことにコミットしなければなりません¹⁵。
- ③ **財務的信頼性**：申請者は、申請プロジェクトにおける予測キャッシュフロー、内部収益率、そして収益指標を含むファイナンシャルモデルを提出しなければなりません。さらに、CHIPS 及び科学法に基づく資金のみでは、CHIPS 及び科学法の経済安全保障及び国家安全保障上の目的を達成することが困難なため、申請者は、民間投資などのあらゆる資金調達を最大限に活用するよう求められます¹⁶。
- ④ **プロジェクトの技術的実効性と準備**：申請者は、技術的実効性を示すために、主な建設及び運営のマイルストーン、建設に関する権利及び許認可、そして主要な関係契約等を含む明確なプロジェクト実行計画を提出しなければなりません。CPO は、申請者がどのようにプロジェクトを計画通りに進めるのかを重視しており、地元政府や当局から事前に合意を取得したり既存の施設を利用するなどし、環境や許認可の条件を適時にクリアしていくことが求められます¹⁷。
- ⑤ **労働力の育成**：申請者は、経済的不利な労働者を雇用する計画を立てるなど、高い技術力を持つ多様な労働力の育成及び維持にコミットしなければなりません。さらに、申請者はプロジェクト地域の半導体製造のあらゆるニーズを満たすため、政府機関、教育機関、労働組合、業界団体などの戦略的協力者と協働す

¹² FPC Briefing, U.S. Dep't of State, *Funding for International Partnerships Through the CHIPS Act* (Mar. 15, 2023), <https://www.state.gov/briefings-foreign-press-centers/funding-for-international-partnerships-through-the-chips-act>

¹³ 前注 2（第 1 NOFO、Fact Sheet）、2～3 ページ参照。

¹⁴ NIST, U.S. Department of Commerce, *Vision for Success: Commercial Fabrication Facilities* (Updated Feb. 28, 2023), <https://www.nist.gov/chips/vision-success-commercial-fabrication-facilities>

¹⁵ NIST, U.S. Department of Commerce, *Funding Opportunity – Commercial Fabrication Facilities FACT SHEET: Catalyzing Private Investment*, https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS_NOFO-1_Catalyzing_Pvt_Investment_Fact_Sheet.pdf

¹⁶ 前注 15 参照。

¹⁷ NIST, U.S. Department of Commerce, *Environmental Compliance* (Updated Mar. 31, 2023), <https://www.nist.gov/chips/environmental-compliance>

ることが期待されています。さらに、1 億 5000 万ドル以上の資金に応募する申請者は、施設での労働者及び建設に携わる労働者の双方の労働者に対して、利用しやすい価格で、信頼性も質も高い保育プランを提示しなければなりません¹⁸。

- ⑥ **その他のコミットメント**：CPO は、半導体製造の繁栄を共有する強いコミュニティを築き、納税者の投資を守ることにコミットしているとされます。したがって、米国内での研究開発施設の建設、半導体研究開発プログラム、マイノリティーが所有する企業、元軍人が所有する企業、女性が行っているビジネスに機会を与えること、気候変動及び環境への責任を示すこと、経済的障壁を減らすコミュニティへの投資、及び米国内で生産した鉄、銅、建設材料等の使用にコミットすることなど、米国半導体製造業界への将来の投資を約束するプロジェクトの計画が高く評価されます¹⁹。

5. 国家安全保障上の理由から遵守が必要な「ガードレール条項」

2023 年 3 月 21 日、商務省は、いわゆる「ガードレール条項」に関する規則案を公表し（官報による公告は 3 月 23 日付け。）、60 日間のパブリックコメントに付しました。利害関係者からの意見を受け付けた上で、年内には確定的な規則が出される見込みとなっています。

(1) 懸念国での半導体製造能力拡張の禁止

米国政府から資金援助を受けた事業者は、ガードレール条項に同意しなければならず、この結果、主に中国を念頭に置いた制約に服さなければなりません。すなわち、資金援助を受けた事業者は、商務省に対して、資金を受領した日から 10 年間にわたり、中国その他の「懸念国²⁰」（country of concern）において、半導体製造能力の重大な拡張（material expansion。商務省が公表した規則案では、施設の製造能力を 5% 超増大させる拡張だと定義されています²¹。）を伴う顕著な取引（significant transaction。上記規則案では、10 万ドル以上の投資（合併、買収その他の取引）、だと定義されています²²。）を行わないことを約束しなければならず²³、この約束に違反した場合、原則として援助資金を全額返還しなければなりません²⁴。

(2) 故意による共同研究・技術ライセンスの禁止

また、資金援助を受けた事業者が、商務長官が定める国家安全保障上の懸念をもたらす技術・製品に関わることを知りながら、「懸念外国エンティティ²⁵」（foreign entity of concern）との間で共同研究や技術ライセンスを行った場合にも、原則として、援助資金を全額返還しなければなりません²⁶。

(3) 「懸念外国エンティティ」に関する留意点

CHIPS 及び科学法においては、「懸念外国エンティティ」は申請者となることができず²⁷、また、上記のように、資金援助を受けた事業者として「懸念外国エンティティ」と共同研究や技術ライセンスを行うことに制約が生じる

¹⁸ NIST, U.S. Department of Commerce, *Funding Opportunity – Commercial Fabrication Facilities FACT SHEET: Building a Skilled and Diverse Workforce*, https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS_NOFO-1_Building_Skilled_Diverse_Workforce_Fact_Sheet_0.pdf

¹⁹ NIST, U.S. Department of Commerce, *Funding Opportunity – Commercial Fabrication Facilities FACT SHEET: Spurring Regional Economic Development and Inclusive Economic Growth*, https://www.nist.gov/system/files/documents/2023/02/28/CHIPS_NOFO-1_Economic_Opp_Fact_Sheet.pdf

²⁰ 基本的には中国、ロシア、イラン及び北朝鮮を指しますが、米国商務長官が、米国国防長官、米国国務長官及び米国国家情報長官と協議の上、米国の国家安全保障又は外交に対して悪影響を与える行為に従事していると認定した国も該当することとされています（15 U.S.C. §4651(7)、10 U.S.C. §4872(d)）。

²¹ 前注 5、§231.111 Material expansion 参照。

²² 前注 5、§231.121 Significant transaction 参照。

²³ 15 U.S.C. §4652(a)(6)(C)(i)。但し、一定の例外が規定されています（同(ii)）。

²⁴ 15 U.S.C. §4652(a)(6)(E)(iii)

²⁵ 15 U.S.C. §4651(8)

²⁶ 15 U.S.C. §4652(a)(5)(C)

²⁷ 15 U.S.C. §4652 (a)(2)(C)(v)

こととなります。

「懸念外国エンティティ」は、既に CHIIPS 及び科学法において定義されていましたが²⁸、同法の授權に基づき、今回の規則案により 3 つのカテゴリーを追加することが提案されています²⁹。また、「懸念外国エンティティ」は、同法及び今回の規則案によれば、「[北朝鮮、中国、ロシア又はイラン] によって所有され、支配され又はその管轄若しくは指示に服している」(Owned by, controlled by, or subject to the jurisdiction or direction of a government of a foreign country that is a covered nation) 外国エンティティも含まれると定義されていますので³⁰、この意味が問題となります。

この点、今回の規則案によれば、「によって所有され、支配され又はその管轄若しくは指示に服している」は、①ある法人の発行済み議決権の 25%以上が当該エンティティに直接又は間接に保有されている場合には、当該法人は、当該エンティティに「によって所有され、支配され又はその管轄若しくは指示に服している」とされています³¹。また、次の場合には、当該自然人又は法人は、外国政府又は外国政党「によって所有され、支配され又はその管轄若しくは指示に服している」とされます。②- 1 当該自然人が当該外国の市民、国民又は居住者である場合、②- 2 当該法人が当該外国の法律に基づいて組織され又はその主たる事業所を当該外国に有する場合、また、②- 3 当該法人の発行済み議決権比率の 25%以上が外国政府又は外国政党によって直接又は間接的に保有されている場合³²。

これらの用語の定義を仮に前提とした場合、例えば、中国国内で設立された会社は「懸念外国エンティティ」に該当すると考えられるほか、たとえ米国で設立され米国に本社を有する会社であっても、間接的に中国政府や中国共産党が当該会社の発行済み議決権比率の 25%以上を直接又は間接に保有する場合には、当該米国会社も「懸念外国エンティティ」に該当することになるため、注意が必要となります。

なお、これらの「懸念外国エンティティ」等の用語は例えば米国インフレ抑制法 (Inflation Reduction Act of 2022, IRA) 等でも使用されているところ、税額控除等を受けるために満たすことが必要な要件にも関係する重要な用語であり、仮に今回商務省から提案された CHIIPS 及び科学法の用語の定義が適用されるとなった場合には、その影響が懸念されます。

6. おわりに

527 億ドルという資金規模は、CHIIPS 及び科学法以外にこれまで前例がなく、半導体関連企業にとっては事業競争力の観点から極めて大きな影響がある政策だと言えます。一方で、資金を受領することの引き換えに負担すべき義務や制約も多く、資金を追求すべきかどうかの選択は容易ではありません。

今後の規則の展開に関する情報を正確に集めタイムリーに分析し、米国をはじめ他国の競合相手の動向にも留意しながら、場合によっては政府などとも支援を求めながら、自社の国際競争戦略に活かすことが肝要だと考えられます。

2023 年 5 月 22 日

²⁸ 前注 25 参照。

²⁹ 具体的には、以下のエンティティが追加指定されています。① Entities included on the Bureau of Industry and Security's Entity List、② Entities included on the Department of the Treasury's list of Non-Specially Designated Nationals (SDN) Chinese Military-Industrial Complex Companies (NS-CMIC List)、③ Entities identified in the Federal Communications Commission's list of Equipment and Services Covered By section 2(a) of the Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019 as providing covered equipment or services。

³⁰ 15 U.S.C. §4651(8)(C)。また、前注 5、§231.106(c) Foreign entity of concern 参照。

³¹ 前注 5、§231.112(a) Owned by, controlled by, or subject to the jurisdiction or direction of 参照。

³² 前注 5、§231.112(b) Owned by, controlled by, or subject to the jurisdiction or direction of 参照。

[執筆者]



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



近藤 亮作 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 カウンセル)

ryosaku_kondo@noandt.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務 (国際通商紛争処理担当)、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国際通商法 (各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか)、国際紛争処理、コンプライアンス、コーポレート業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説(90) セーフガード調査における『事情の予見されなかった発展の結果』と『重大な損害のおそれ』」(国際商事法務 (国際商事法研究所) 2022 年 12 月号)、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」(NBL (商事法務) 2022 年 9 月 15 日号 (共著))、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる 契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」(ビジネス法務 (中央経済社) 2022 年 9 月号 (共著)) など。

木原 慧人 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP Law Clerk)

andrew-keito_kihara@noandt.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor)を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、Law Clerk (2022 年 7 月ニューヨーク司法試験合格、弁護士登録待ち)。主に国際案件 (国際取引、セキュリティ規制、訴訟等) に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報、国際通商・経済安全保障ニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。